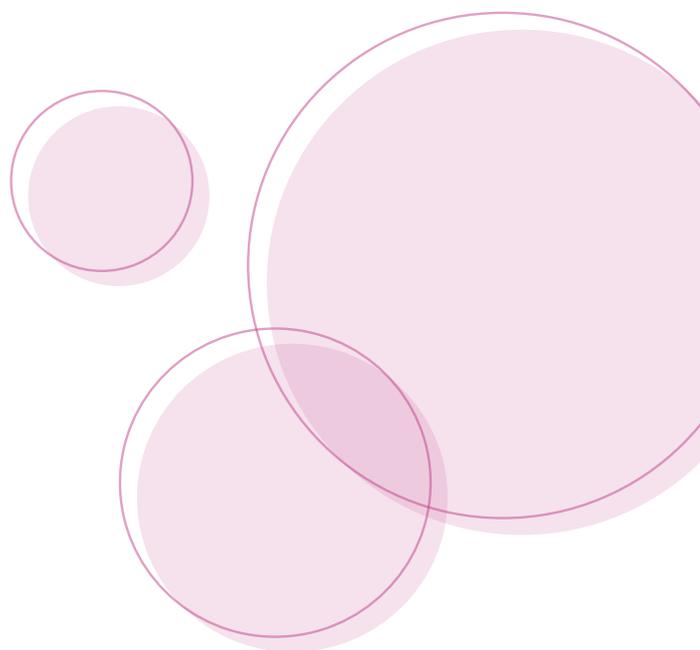


第2章

時代の潮流と 本県の現状

- 1 時代の潮流
- 2 本県の現状



1 時代の潮流

今日、私たちが暮らす時代は、社会のあらゆる分野でグローバル化が急速に進み、人、物、情報などの国境を越えた交流がますます活発化する中、精神的な豊かさや生活の質を重視する「成熟社会」、少子化等に伴う「超高齢社会」と呼ばれる時代を迎え、大きな変化が訪れています。

地域社会が抱える様々な課題に対応し、解決を図っていくためには、私たちを取り巻くこうした社会経済情勢の変化等を「時代の潮流」として的確に把握する必要があります。

ここでは、人口減少の問題をはじめ、本県の未来を考える上で特に重要となる9つの視点から「時代の潮流」を明らかにしていきます。

(1) 人口減少抑止への挑戦

わが国の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、2005（平成17）年に戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返してきましたが、2011（平成23）年以降は4年連続で大きく減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、わが国の総人口は、今後も減少傾向が続き、2043（平成55）年には1億人を割り込むことも予測されています。

また、2014（平成26）年5月に、民間有識者でつくる「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」は、地方から大都市への人口流出が現状のまま続いた場合、2040（平成52）年には20～39歳の若年女性人口が50%以上減少する市区町村が896（全体の49.8%）にのぼるとの推計結果を発表しました。

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す合計特殊出生率は、2006（平成18）年から上昇傾向が続いていましたが、2014（平成26）年には前年の1.43から1.42に微減しました。出生数も前年より2万6千人余り少ない約100万人となり、4年連続で減少しています。

少子化に伴い、高齢化も大きく進行し、総人口に占める65歳以上の人口は、2060（平成72）年に

は39.9%に達し、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。

こうした、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、日常的な支え合い機能が衰退し、コミュニティそのものの維持が困難となる集落の増加、経済活動の停滞や年金・医療・介護などの社会保障システムにおける財源不足、現役世代の負担増等の問題が生じています。

こうした中、2014（平成26）年11月に、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同法に基づき、政府は、同年12月に、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」、 「総合戦略」を策定し、2060年に1億人程度の安定した人口を確保する中長期展望と、2015（平成27）年度～2019（平成31）年度（5か年）の政策目標及び施策を提示しました。

また、現在、全国の自治体において、2015（平成27）年度内を目途に、同法に基づく地方版の人口ビジョン・総合戦略の策定が進められており、地方創生をめぐる地域間の競争が激しくなっています。



(2) 安心して生活できる保健・医療・福祉の充実

急速な高齢化と少子化が同時に進み、生産年齢人口の割合が減少する中、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、社会保障制度の改革と消費税の引き上げ等が一体的に進められています。

医療及び介護については、2014（平成26）年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとされました。

都道府県においては、地域における病床の機能の分化と連携を適切に推進するため、2015（平成27）年度以降、地域の医療需要の将来推計等を活用し、二次医療圏等ごとの各医療機能の必要量を含めた「地域医療構想（ビジョン）」を策定することが求められています。また、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの強化が求められています。

医療保険制度については、国民健康保険の財政基盤を安定させるため、2018（平成30）年4月から、財政運営を市町村から都道府県へ移行することとされました。

認知症対策については、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、2015（平成27）年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し、12の関係府省庁による横断的な対策が

実施されています。

少子化対策については、2015（平成27）年3月に「少子化社会対策基本法」に基づく「少子化社会対策大綱」を策定し、2015（平成27）年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」として位置付け、子育て世代包括支援センターの整備、結婚支援、子育て支援の充実など、安全かつ安心して子どもを生み育てられる環境の整備を進めることとしています。また、2015（平成27）年4月に、子ども・子育て支援新制度が本格施行され、幼児教育・保育、地域における子育て支援の充実が図られています。

障害者施策については、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す取り組みが進められる中、2014（平成26）年1月に、障害者の権利の実現のための措置等を定めた「障害者の権利に関する条約」が批准され、2016（平成28）年4月には、障害を理由とするあらゆる差別を禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

また、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々などが増大していることを踏まえ、セーフティネット機能を強化するため、2015（平成27）年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化が図られています。

自殺対策については、2012（平成24）年8月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、2016（平成28）年までに2005（平成17）年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標とし、国、地方公共団体、民間等が協働した自殺総合対策の取り組みが進められています。

(3) 安全な暮らしの確保

政府は、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、災害に対する即応力の強化や被災者への対応の改善等の大規模広域災害対策の強化を図るため、「災害対策基本法」の改正を行い、これに併せて「防災基本計画」の見直しを行いました。

また、2013（平成25）年11月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改正し、1都2府26県707市町村を南海トラフ地震防災対策推進地域に指定するとともに、首都直下地震についても、「首都直下地震対策特別措置法」を制定して1都9県309市区町村を首都直下地震緊急対策区域に指定し、防災対策を推進しています。

更に、大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、2013（平成25）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、2014（平成26）年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」を作成しました。

2014（平成26）年2月には、関東甲信地方を中心に、過去に例のない記録的な大雪に見舞われ、車両の立ち往生等による道路の通行止めや鉄道の運休が相次ぎ、5,000を超える世帯が孤立

するなどの甚大な被害が発生したことから、放置車両対策の強化のため、同年11月に「災害対策基本法」の改正を行いました。

また、2014（平成26）年9月に発生した御嶽山噴火において、火山監視・観測体制、火山防災情報の伝達、火山噴火からの適切な避難方法など様々な課題が見出されたことから、今後の火山防災対策の一層の推進を図るため、2015（平成27）年7月に「活動火山対策特別措置法」の改正を行いました。

一方、犯罪など社会的側面に目を向けると、わが国の2014（平成26）年の刑法犯認知件数は約121万件で、戦後最多となった2002（平成14）年の約285万件の半数以下に減少しましたが、児童虐待やDV事案などが増加傾向にあるほか、特殊詐欺やサイバー犯罪なども多発しています。

また、2014（平成26）年の道路交通事故は、件数、死傷者数とも10年連続で減少してはいますが、死傷者数は約71万5千人と依然として高い水準にあります。

更に、冷凍食品への農薬混入事件などの食を巡る問題、危険ドラッグの吸引者による事件・事故の多発など、安全・安心を脅かす事案が発生しています。

(4) 社会・経済のグローバル化

(社会のグローバル化)

日本に在留する外国人数は、2008（平成20）年末にピークとなった後、リーマンショックを契機として減少傾向にありましたが、2013（平成25）年からは増加に転じ、2014（平成26）年末は約212万2千人、前年に比べ約5万5千人増となりました。

政府は、2013（平成25）年以降ASEAN諸国

に対してビザ免除などを実施したことなどから、2014（平成26）年の訪日外国人数は過去最高の約1,341万4千人を記録し、前年比29.4%増と大幅な伸びを示しています。

更に、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020（平成32）年に向けて、訪日外国人数



2,000万人の早期実現を目指し、ビザ要件の緩和や、外国人旅行者の受入環境の整備、外国人ビ

(経済のグローバル化)

各国の経済は、ますます国際的な結びつきを強めており、2011(平成23)年に深刻化した欧州債務危機の際には、一国の経済危機が世界経済全体に大きな影響を及ぼしました。また、資源国によるナショナリズムの高揚や、世界的な需要の高まりを背景とした資源獲得競争が激しさを増しており、資源の安定的かつ安価な供給確保に向けた取り組みが進められています。

政府は、新興国を中心に急速に拡大している世界のマーケット獲得に向け、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定や、日EU・EPA(経済連携協定)、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、

ジネス客の取り込み等に官民一体となった取り組みを進めています。

日中韓FTA(自由貿易協定)等の経済連携交渉を同時並列的に推進しており、TPP協定については、2015(平成27)年10月に大筋合意に至り、ヒト・モノ・資本・情報の全てが自由に行き交う巨大な経済圏の誕生が見込まれています。

また、2015(平成27)年1月にオールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において輸出拡大方針を策定し、2020(平成32)年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒して実現することを目指した取り組みを進めています。

(5) 産業・社会に変革をもたらすイノベーションの創出

わが国経済の再生に向けて、潜在的な成長力を高め、生産性の飛躍的な向上を図るためには、絶え間ないイノベーション(創意工夫による新たな価値の創造)を起こしていく必要があることから、政府は「世界で最もイノベーションに適した国」の実現を目指し、企業・大学・研究機関の人材・知・資金の好循環を誘導するシステムを構築することとしています。

また、国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能の活用等に積極的に取り組むこととしています。

こうした中、政府は、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、世界最高水準のITインフラ環境の確保、サイバーセキュリティ、研究開発の推進等、ITの利活用の裾野拡大を推進するための基盤強化を図ることとしています。

情報通信技術の飛躍的な進展に伴い、個人の行動・状態等に関する情報を含む、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、また、行政が保有するデータを二次利用可能な形で提供するいわゆるオープンデータの取り組みも進められており、これらのデータをビジネス資源として有効に活用することで、新産業の創出などによる経済の活性化や社会的課題の解決が図られることが期待されています。

更に、2013(平成25)年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、行政の効率化と国民の利便性向上を図るための社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)導入に向けた準備が進められており、2016(平成28)年1月には社会保障、税、災害対策の行政手続においてマイナンバーの利用が開始されます。

(6) 地球温暖化への対応とエネルギー政策の転換

わが国は、1992（平成4）年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、1997（平成9）年に採択された京都議定書の第一約束期間（2008（平成20）年～2012（平成24）年）において、温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年度比で6%削減することを目標に取り組みを進めてきた結果、8.4%の削減を達成しました。

2014（平成26）年11月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）において、温室効果ガスの排出が現状のまま続いた場合、21世紀末には平均気温が最大4.8℃上昇し、生態系、健康への悪影響や異常気象の多発、海面上昇による災害時のリスク増大が懸念されること、温暖化を2℃未満に抑制する必要があることなどが報告されました。

こうしたことを踏まえ、現在、全ての条約締結国の参加による、2020（平成32）年以降の新たな枠組みの構築に向けた取り組みが進められています。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災後、従来の電力システムの抱える限界が明らかとなり、2012（平成24）年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度により、再生可能エネルギーの普及が促進され、特に太陽光発電の導入が急速に進みました。

しかし、急増した太陽光発電の影響により、買

い取り価格の転嫁に伴う電力料金に対する国民負担の大幅な増加や電力系統への連系制約など様々な問題が発生したため、2015（平成27）年1月に固定価格買取制度の運用見直しが行われ、引き続き全般的な制度見直しの検討が進められています。

点検のために稼働停止中の原子力発電所については、原子力規制委員会において、より慎重・厳正な新規規制基準による安全審査が行われ、2015（平成27）年8月に九州電力川内原子力発電所が再稼働したのをはじめ、四国電力伊方原子力発電所などで再稼働に向けた取り組みが進められています。

政府は、2015（平成27）年4月から、広域的な系統運用の拡大や小売及び発電の全面自由化などの電力システム改革を段階的に進めるとともに、同年7月に、2030（平成42）年のエネルギーミックス（電源構成）や温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で26%削減する目標を定めた長期エネルギー需給見通しを策定しました。

また、気候変動の影響により、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められていることから、政府全体として整合のとれた取り組みを総合的かつ計画的に推進することとしています。

(7) 活力ある経済活動と地域の暮らしを支える交通ネットワークの構築

リニア中央新幹線に関して、国土交通省は、2011（平成23）年5月に「全国新幹線鉄道整備法」に基づく中央新幹線整備計画の決定と東海旅客鉄道株式会社に対する建設指示を行いました。これを受けて、東海旅客鉄道株式会社は東京・名古屋

屋間の環境影響評価の諸手続きを実施した後、国土交通大臣に同法に基づく工事実施計画の認可申請を行い、2014（平成26）年10月に認可を受けて事業に着手しました。

政府は、2015（平成27）年8月に「国土形成計画



(全国計画)」を変更し、リニア中央新幹線の開業により東京、名古屋、関西の三大都市圏が一体化し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導するスーパー・メガリージョン(巨大経済圏)の形成を推進するとともに、大都市圏と地方圏のアクセスの利便性が飛躍的に向上することから、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルを促進することとしています。

高速道路等幹線ネットワークの整備は、国民生活の質の向上や地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、災害時には命の道としても機能するため、ミッシングリンクの解消が必要となります。

まず、中部横断自動車道の新清水JCT・増穂IC間については、2017(平成29)年度までの全線開通に向けた整備が進められており、長坂・八千穂間については、2014(平成26)年7月に社会資本整備審議会・関東地方小委員会においてルートが了承され、2015(平成27)年4月には計画段階評価が終了し、事業化に向けた環境アセスメントの手続きが進められています。

また、中央自動車道・小仏トンネル付近の渋滞対策として、2015(平成27)年3月に首都圏渋滞ボトルネック対策協議会のワーキンググループにお

いて、上り線へ付加車線を設置する方針が決定され、同年8月には、国土交通大臣から事業者である中日本高速道路株式会社に対し事業が許可されました。

首都圏の高速道路ネットワークは、2015(平成27)年3月に圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の海老名JCTから寒川北IC間が開通し、更に、10月には桶川北本ICから白岡菖蒲IC間が開通したことにより、東名高速道路から東北自動車道までつながり、本県から神奈川県、北関東や東北方面へのアクセスが飛躍的に改善しました。

政府は、人口減少を踏まえ、コンパクトシティの形成に向けて、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとするネットワークの構築を推進しています。

2013(平成25)年12月に、豊かな国民生活の実現、国際競争力の強化、地域の活力の向上、大規模災害への対応など交通に関する施策を推進するため、「交通政策基本法」が公布・施行され、2014(平成26)年5月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地方公共団体が先頭に立ってまちづくりと一体となった地域公共交通の再編を進めています。

(8) 地方分権・地域間連携の推進

政府は、地方の発意に根差した新たな取り組みにより地方分権を推進するため、地方分権改革推進委員会からの勧告方式に替えて、2014(平成26)年から、地方から提案を募集し、その実現に向けて検討を行う「提案募集方式」により、地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進しており、2015(平成27)年1月に、地方公共団体等の提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定し、同年6月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により関係法律の整備を行いました。

また、第30次地方制度調査会は2013(平成25)年6月に、人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制について、市町村間の広域連携や都道府県の補完により、市町村が基礎自治体としての役割を果たしていけるような方策を講じるべきとの考え方を示しました。

これを踏まえ、政府は2014(平成26)年5月に

「地方自治法」を改正し、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務処理をするに当たっての基本的な方針や役割分担を定める連携協約を締結できる制度、また、事務の一

部を他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させる事務の代替執行ができる制度を創設しました。

(9) 効率的かつ効果的な行財政運営の推進

これまで、政府は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の制定をはじめ、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定するなど、地方公共団体の総人件費の抑制や公共サービスの見直し、地方公会計改革等を進めてきました。

また、地方分権の進展による地方公共団体の役割の増大や高度化・多様化する住民ニーズを背景に、これまで以上に地方公共団体職員の課題解決能力の向上が求められる中、2014（平成26）年5月に「地方公務員法及び地方独立行政法人法

の一部を改正する法律」を公布し、新たな人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとしています。

更に、政府は、2020（平成32）年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すとする財政健全化目標の達成に向け、今後5年間（2016（平成28）年度～2020（平成32）年度）を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進することとしています。